

令和7年度 関育英奨学会奨学金

【学部生対象】

大学推薦

【一般財団法人 関育英奨学会】

他団体奨学金との併用可

- 募集対象： 学部2～4年生に在学し、人物・学業とも優秀かつ健康でありながら、学資の支弁が困難と認められる学生。
- 金額・支給期間： 貸与（無利子） 30,000円／月額
・令和7年4月より最短修業年限の終期まで
- 募集人数： 各校1～2名
- 受付期限： 令和7年5月21日（水）
- 申請方法： 希望者は、学生支援課にて申請書類を受け取り、受付期限までに学生支援課へ提出してください。

※この掲示には主な条件のみ掲載しています。詳細は募集要項を参照してください。

令和7年5月13日 学生支援課奨学支援担当

TEL 025-521-3286

掲示期限：受付期限終了まで

奨学生募集要項

(大学)

一般財団法人 関育英奨学会

事務局 〒121-0823 東京都足立区伊興 4-1-29

TEL 03-5647-8787

FAX 03-5647-8791

E-mail: jimukyoku@seki-ikueikai.or.jp

URL <https://www.seki-ikueikai.or.jp>

設立にあたって

関育英奨学会は、故前理事長 関 湊夫人 関よつの発意によるものである。

幼少時代から困窮の中を努力第一主義を信念として生きてきた夫妻は、七十余年の生涯を顧みて、よく考えると、自分たちの今日あるのは全く国家社会の恩恵によるものであり、また世間の多くのよき人々の暖かい援助があったお蔭であることを痛感し、感謝せずにはおられなかった。そこでこの恩に報いるためには何をすべきかを夫妻で協議した。結果、それには前途ある有為の人物の育成、即ち育英事業のお手伝いをするのが、社会の大恩に報いる最もよい方法と考えた。育英奨学会の設立を念願して、二人は私財を合わせこれに投じた。夫妻の念願は叶えられ、昭和56年1月8日文部大臣からその設立を許可されたものである。

この事業の目的は、資質優秀な学生に対し、学費を貸与して、修学援助を行い、将来社会に貢献し得る有為の人材の育成をはかり、もって社会の発展と福祉に寄与しようとするところにある。

奨学生を志望される方は、よく、この感謝と報恩の心を理解して、応募していただきたい。

奨学生募集要項

1. 奨学生の出願資格

本会が推薦校として指定した大学の第2学年・第3学年・第4学年に在学し、(6年制学部については第5・6学年も可)人物・学業とも優秀かつ健康でありながら、学資の支弁が困難と認められる者で、在学する学校の推薦した者。

※貸与型奨学金のため留学生は対象としておりません。

2. 出願手続

奨学金の貸与を希望する者は次の書類を揃えて在学する学校長を経て、本会に出願して下さい。

- (1) 奨学生願書(本会所定の用紙)
- (2) 在学学校長の推薦調書(本会所定の用紙)
- (3) 成績証明書
- (4) 在学証明書
- (5) 作文(市販の400字詰原稿用紙800字以内)
題「将来の夢」

3. 奨学金の貸与金額及び貸与期間

- (1) 奨学金の貸与額(貸与ですから返還の義務があります)

大学奨学生 月額3万円

- (2) 貸与期間

奨学生となってから、在学する学校の正規の最短修業期間。

4. 貸与の方法

原則として毎月当月分を本人の申出により銀行に振込送金します。

ただし特別の場合は2カ月以上をあわせて送金することがあります。

5. 奨学生の採用

奨学生の採用は、本会の奨学生選考委員会の選考を経て理事長がこれを決定し在学学校長を経て本人に通知します。

採用になったときは、学校から採用通知書と誓約書を受取り、所定事項を記入押印して必ず期日までに学校に提出して下さい。

理由なく期日までに提出を怠った者は採用を取消します。

6. 奨学金の休止、停止、廃止

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたり欠席するときは奨学金の交付を休止します。

(2) 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めたときは交付を停止します。

(3) 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められるときは、奨学金の交付を廃止します。

- ① 傷病のため成業の見込みがなくなったとき
- ② 学業成績又は性行が不良となったとき
- ③ 奨学金を必要としなくなったとき
- ④ 奨学生として適当でない事実があったとき
- ⑤ 在-schoolで処分を受け、学籍を失ったとき

7. 奨学生の復活

規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止み、在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがあります。

8. 奨学生の義務

奨学生として採用されたときは次の事項を守ることを誓約するものとします。本会の定める奨学金貸与規程その他の規定を守り、本会及び学校の指示に従い必要な手続きは怠りなく行うこと。なお、ひたすら学業に励み、健康に留意し、奨学生にふさわしい行動をとること。

また、奨学生のために行う本会及び学内の各種行事等には積極的に参加し、奨学生間の意識を高め、相互の親睦に努めること。

9. 奨学金の返還

奨学金は学費として貸与するもので、奨学金はこれを卒業後必ず返還しなければなりません。この返還金はただちにその年の奨学金となり後輩に貸与されます。

奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から12ヵ月を経た後、20年以内に年賦、半年賦または月賦による等額割賦の方法によります。奨学金は無利息です。返還の手続き等は貸与期間終了のとき、規定により必要な書類を調製します。

10. 願書記入上の注意

奨学生願書は選考上、大切な書類です。書類提出時の状態をありのままわかるように記入してください。記載内容が故意に事実と相違して記入してあるときは、採用後でも取消します。